

草津市障害児（者）自立支援協議会運営要領

（目的）

第1条 この要領は、草津市障害児（者）自立支援協議会における協議を円滑かつ効率的に推進するため、草津市障害児（者）自立支援協議会設置要綱（平成19年草津市告示第16号。以下「要綱」という。）第4条に規定する会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 要綱第4条第1項に規定する会議は全体会議または定例会議とし、要綱第4条第2項に規定する会議は運営会議または部会とする。

（所掌事務）

第3条 前条の会議における所掌事務は、次の表に掲げるとおりとする。

会議	所掌事務
全体会議	要綱第2条各号に規定する事項に関すること。
定例会議	要綱第2条各号に規定する事項に関すること。
運営会議	全体会議または定例会議に関する協議または調整に関すること。
部会	特定の分野に関する継続的な情報共有および地域課題を解決するための検討または調整に関すること。

（事務局）

第4条 会議の庶務は、健康福祉部障害福祉課または子ども未来部発達支援センターにおいて処理する。

2 前項の庶務は、要綱第6条の規定により、指定一般相談支援事業者または指定特定相談支援事業者に委託することができる。

付 則

この要領は、平成30年7月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。